

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

○ 被害に遭わないためのポイント

- ・ ドアを開けず、インターホンかドア越しで対応する。
- ・ 「無料点検です。」「無料で不要品を回収します。」などの甘い言葉に乗らない。
- ・ 少しでもおかしいと思ったらはっきり断る。しつこい相手には110番する。
- ・ 貯蓄額や身の上話は付け入られるもと。安易に明かさない。
- ・ 契約や購入は一人で決めず、家族や相談窓口相談する。
- ・ 契約後、解約したい場合は、直ぐに相談窓口相談する。

○ 相談窓口

- ・ 警察の相談窓口
悪質商法110番(075-451-9449)
- ・ 京都府及び京都市の相談窓口
京都府消費生活安全センター(075-671-0004)
京都市消費生活総合センター(075-256-0800)
消費者ホットライン(188)



○ クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘販売等、特定の取引方法で契約した場合に、一旦申込みや契約をした後でも、一定の条件を満たせば、消費者が契約をやめることができる制度です。

クーリング・オフにより契約をやめるときに、特別な理由は必要ありません。何らかの費用を負担する必要も一切ありません。

馬路駐在所
水鳥の道
三二広報紙

令和3年

5月号

亀岡警察署

TEL24-0110

馬路駐在所

TEL24-1365

5月は「自転車安全利用推進月間」です!



- 自転車安全利用推進月間 5月中
- 自転車の安全利用一斉啓発日 5月5日(水)
- 自転車の安全利用推進の日 5月21日(金)【毎月20日の週の金曜日】



地域の安全・安心の情報をタイムリーに入手!

防犯・犯罪情報メールは、「子供安全情報」「地域防犯情報」「事件発生情報」「検挙・解決情報」など、タイムリーに配信するメールサービスです。

防犯・犯罪情報メールの登録・更新は、

anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jp

に空メールを送信して、返信された登録画面(フォーム)に必要な事項を入力して登録するだけです。

こちらのQRコードから空メール
送信用のアドレスを読み取れます。

